

「長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）」（案）に関するパブリックコメントの実施結果

1 概要

実施期間 平成 25 年 1 月 23 日(水)～平成 25 年 2 月 12 日(火)

閲覧方法 市ホームページへの掲載、アオーレ長岡 東棟 1 階情報ラウンジ、ながおか市民センター 1 階受付センター、各支所での資料閲覧

意見提出者 8 名（電子メール 6 名、FAX 1 名、持参 1 名）

意見件数 37 件（類似の意見はまとめさせていただきました。）

2 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>【地域の設定について】 原発からの距離ではなく、国の放射能拡散シミュレーション結果に基づき、市民の声も取り入れた設定をするべきである。計画案の避難準備区域は、栃尾住民の被ばくの拡大をもたらしかねない。栃尾地域もUPZに含めるべきである。</p>	4	この計画では、IAEAの国際基準を踏まえて原子力規制委員会が定めた区域の範囲を参考に、さらに地形条件等も考慮した上で地域を設定しております。国は、平成 24 年 10 月に発表した拡散シミュレーションについて、地形を考慮していないことや、気象条件が放出地点におけるある一方向に継続的に拡散すると仮定していることなど、シミュレーションの限界について説明しています。市としましては、より実効性のある防災対策を実施するため、地形なども考慮したより精緻なシミュレーションの実施を国に強く求めているところであり、今後、結果が出た段階で詳しい説明を求めるなど対応を検討してまいります。なお、PPAとなる栃尾地域につきましても、安定ヨウ素剤の備蓄やモニタリング体制の整備などUPZと同様の対策を行い、UPZと同様の防護対応ができるようしっかり取り組んでまいります。
<p>【情報伝達について】 原子力災害が発生した際に、住民に正確な情報を迅速かつ正確に伝えるために、具体的な情報インフラの整備を早急に行ってほしい。広報車では聞き取りにくい場合同じ内容が聞ける電話番号の設定や、エリアメールで風向・放射線量を流していただけるとよい。</p>	4	情報伝達に関しましては、従来の災害同様に、緊急告知FMラジオや、エリアメール・緊急速報メール、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車、防災行政無線、NPO法人によるメール配信など、あらゆる伝達手段を用いることとしております。多くの市民の方へ迅速かつ的確に情報提供が行えるよう、引き続き伝達手段や伝達内容について研究してまいります。

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>【安定ヨウ素剤について】</p> <p>緊急時での配布は困難が予想されるため、事前に全市内各戸、各事業所、各学校等に配布し、住民に被曝のリスクを少しでも回避させるようにすること。また、医師でないものが取り扱うための法整備や、各学校等におけるマニュアル作りを早急をお願いしたい。</p>	3	<p>安定ヨウ素剤の配備、服用に関しましては、薬事法等の改正を含めた実効性のある対策を示すよう環境大臣と新潟県知事に対して要望書を提出しております。原子力規制委員会では、配布・服用方法等の具体的な在り方について検討しており、また県ではU P Z 市町村の住民を対象に購入する計画を進めていることから、その状況も注視しながら対応してまいります。</p>
<p>【災害時要援護者について】</p> <p>①災害時要援護者の対象者が「震災・津波編」の表記と違いがあるが、福祉部局に確認した上での記述か。</p> <p>②82ページ「災害時要援護者に配慮した伝達を行う」を受けての具体的な対応を記載すべきである。</p> <p>③自家用車を持たない住民の避難方法及び災害時要援護者の避難体制の確立について、具体的な交通手段の確保を含めて避難体制の確立を図ること。</p>	3	<p>①この計画での表記は、原子力ならではの部分あり若干異なっていますが概ね同様です。なお、作成に当たっては国、県、その他の防災関係機関及び市の全ての部局から確認を受けております。</p> <p>②76 ページに「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき実施すると記載しております。</p> <p>③交通手段の確保については、市町村研究会によるバス保有台数の調査とは別に、新潟県が「広域避難等対策ワーキングチーム」を発足し、交通事業者も参加して避難体制づくりの検討を進めております。災害時要援護者の避難については、様々な関係機関や地域の皆さまの協力が不可欠ですので、関係機関が連携し対応の充実を検討してまいります。</p>
<p>【災害時要援護名簿について】</p> <p>個人情報保護法が最大の阻害事項となっているが、災害時要援護者名簿を必要な時に誰もが利用できるようにしてほしい。</p>	2	<p>災害時要援護者名簿は、常時各地域のコミュニティセンター及び各支所において町内会及び自主防災会を対象に閲覧できる体制をとっており、万が一の災害発生時には未同意者名簿を含め閲覧できる体制を整備しております。個人情報保護の観点から閲覧には一定の制約もあることから、今後、国での検討状況も注視しながら、対応の充実を検討してまいります。</p>
<p>【民生委員・児童委員について】</p> <p>①地域における共助意識の醸成は理解するが、その責務の一翼を民生委員・児童委員が負うことについて、当該計画に明記する段階までに意識が共有されているか、文章とするまでには至っていないと考える。</p> <p>②「民生委員」は、「民生委員・児童委員」が正しい。現在、一般的には、「民生委員・児童委員」で通用されている。</p>	2	<p>①平成19年の東日本大震災の際には、民生委員・児童委員からも災害時要援護者名簿に基づく安否確認にご協力いただいた実績があることから、支援に関してはご理解いただいているものと認識しておりますが、今後も機会を見て、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。</p> <p>②「民生委員・児童委員」に修正します。</p>

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>【障害者について】 長岡市障害者基本計画・障害者福祉計画では「障害のある人」と記している。市の基本計画の整合性からすれば、「障害者」を「障害のある人」とすることが適切か。</p>	1	<p>これまでの防災計画では「障害者」と記載してまいりましたが、福祉計画では「障害のある人」となっていることを踏まえ、今回の原子力災害対策編から修正します。</p>
<p>【放射線モニタリングについて】 市からの情報伝達が間に合わない場合でも、住民が自主的に避難を行えるように旧市町村に1か所ずつのようにきめ細かくモニタリングポストを設置し、ホームページ上に監視データを常時公開すること。</p>	2	<p>市では、アオーレ長岡と各支所に各1台ずつサーベイメータを配備しております。平日の朝、職員が測定し、結果を市ホームページで常時公開しております。災害発生時も速やかに測定を実施し情報提供に努めてまいります。一方、県が当市を含む30km圏内の市町村にモニタリングポストを増設する予定であり、今後、新たに整備されたモニタリング体制を生かした防護対策を検討してまいります。</p>
<p>【避難先の確保について】 事前に避難先を確保していただきたい。</p>	1	<p>避難先の確保については、市町村研究会での成果とは別に、新潟県が「広域避難等対策ワーキングチーム」を発足し、検討を進めております。市民の皆さまには候補地の調整がまとまり次第、広報周知してまいります。</p>
<p>【避難の方針について】 33ページ。主権者は市民である。「強力に徹底」「絶対条件」は削除し、「自主避難の権利を尊重する」にすべきである。</p>	2	<p>この方針は、福島第一原発事故の際、避難する人たちで渋滞が起き大きな混乱を招いたことを受け、同じような社会的混乱を招かないため、またそれにより市民が無用な被ばくをしないことを目的にまとめたものです。ご理解願います。</p>
<p>【人員・車両等の確保について】 79ページに「人員、車両等に不足が生じたときは」とありますが、緊急時のことを定めているわけですから、予測された段階や見込まれた段階での対応ができるように条件を緩和したらいかがでしょうか。</p>	1	<p>万が一不足が生じた際に直ちに動けるよう、関係機関と連携し、緊急輸送を実施の段階から予測や見込みを踏まえ対応することを織り込んでおります。</p>
<p>【中越市民防災安全士会について】 人材育成の項目の中に中越市民防災安全士会の育成強化を入れるべきだと思う。(ボランティア人材の支援・育成)</p>	1	<p>50ページは職員の人材育成について記載しております。なお、自主防災会や中越市民防災安全士会等を含む市内にある防災関係団体の育成・支援につきましては、今後も取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>【防災拠点について】 市役所本庁舎における空間放射線量が多くなった場合に市は情報収集や住民への情報伝達ができなくなる可能性があるため、原子力事故発生時に有効に機能を継続できる防災拠点を整備すること。</p>	1	<p>市役所本庁舎が機能を確保できないときは、他の市有施設（第1順位は消防本部庁舎）に対策本部を設置することとしております。代替施設においても情報伝達機能が確保されるよう体制整備を進めているところでありますが、複数媒体の活用について引き続き検討してまいります。</p>

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>【自衛隊との連携について】 自衛官の退官者を採用して自衛隊との窓口就けることにより、緊急時における自衛隊との連携を強化できると思います。</p>	1	自衛隊との連携強化が重要であるという点は当市の考えも一致しております。御提案いただきまして点につきましては、関係機関との連携強化の中で今後、検討してまいります。
<p>【風向計の設置について】 幼稚園や保育園、小学校・中学校・高校、大学等、若い人がいることが想定される施設には、必ず、風向計を設置することを義務付けてほしい。</p>	1	風向きを考慮した防護対策の実施には、面的な風向きの把握が重要であると考えております。この度、新潟地方気象台と連携し、風向きや雨・雪等の気象情報を適切に入手できるための検討をスタートしました。今後、得られた気象情報を屋内退避・避難などについてどう生かすかという検討の中で研究してまいります。
<p>【計画の目的について】 1 ページに、市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的とする。しかし、4 ページに、住民の不安や動揺及び社会的影響等に鑑みとあるのはおかしい。住民の生命、身体、財産の保護が第一義である。削除し生命保護のために書き換えるべきである。</p>	1	1 ページの目的は、万が一の事故が発生した場合に市民を原子力災害から保護することであり、他ページを含め計画全体を包含しております。4 ページについても、その前提があった上での記載とご理解ください。
<p>【計画全体について】 ①絵に描いた餅にならないか。事故に間に合わなかったりしないか。より具体的な役に立つ防災計画を再構築していただきたい。 ②地域防災計画は確定論的影響評価に基づいた緊急時の防護策であり、本来の防護基準は年1ミリシーベルトの法定実効線量である。柏崎刈羽原発を廃炉にしない限り被ばくリスクは排除されず、実効性のある原子力防災は不可能であることを明記すべきである。</p>	3	①市では、実効性のある計画とするため、すでに運用が始まっている対策（緊急告知FMラジオやエリアメールなど）に加え、気象台との連携等の対策も、可能などころから体制の整備を進めてまいります。 ②地域防災計画は、万が一災害が発生しても市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的としております。引き続き、国、県の計画なども踏まえながら研究してまいります。
<p>【原子力災害対策指針について】 ①4 ページに「原子力災害指針を遵守」とあるが、指針に法的な拘束力はない。当事者は自治体であり、「遵守」を削除し、「独自の防災指針を策定」とすべきである。 ②計画案は、原子力災害対策指針（改定原案）から越脱している。福島原発事故を検証し、再検討すべきである。</p>	4	①原子力災害対策指針とは、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めたものです。各自自治体が混乱を生じないため、共通ルールに基づく対応が重要であり、原子力災害対策指針を遵守することは大切であると理解しております。 ②改定原案は、確定されず国で検討が続いている状況です。